

令和3年度 地域型住宅グリーン化事業の ＜手続き等＞について

地域型住宅グリーン化事業実施支援室

- ◆ 交付申請・完了実績報告で必要な書類等 ※詳しくは、マニュアル第1章4 参照
 - 実施支援室への紙による提出は行わず、実施支援室がWebサイトで提供するシステム【申請報告ツール】を用いて対応していただきます。
 - 入力、書類データ・写真データのアップロードは施工事業者が行い、グループ事務局が内容確認後にシステムにより交付申請・完了実績報告の処理を行っていただきます。
 - 入力、アップロード等はグループ事務局もサポートができます。

※必要になる書類等が事業内容等により異なります。
詳しくは、マニュアル各章3.2参照

◆ 交付申請に必要なアップロード書類等(主なもの)

交付申請ツールからダウンロードするもの	施工事業者が準備するもの	建築主・買主が準備するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付申請書 ・ 建築士による「住宅立地区域」に関する確認書 ・ 共同事業実施規約（請負） ・ 誓約書（売買） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着工前の現地写真 ・ 採択日以降の確認済証 ・ 採択日以降に申請した認定通知書 ・ 工事請負契約書 ・ 建築士免許証 ・ 平面図等の図面 ・ 印鑑登録証明 ・ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録証明書（実印使用の場合） ・ 住民票 ・ 運転免許証 ・ 等
内容確認、入力のうえ、押印したものをデータ化しアップロードします。	準備した書類をデータ化しアップロードします。	建築主から受領、データ化しアップロードします。

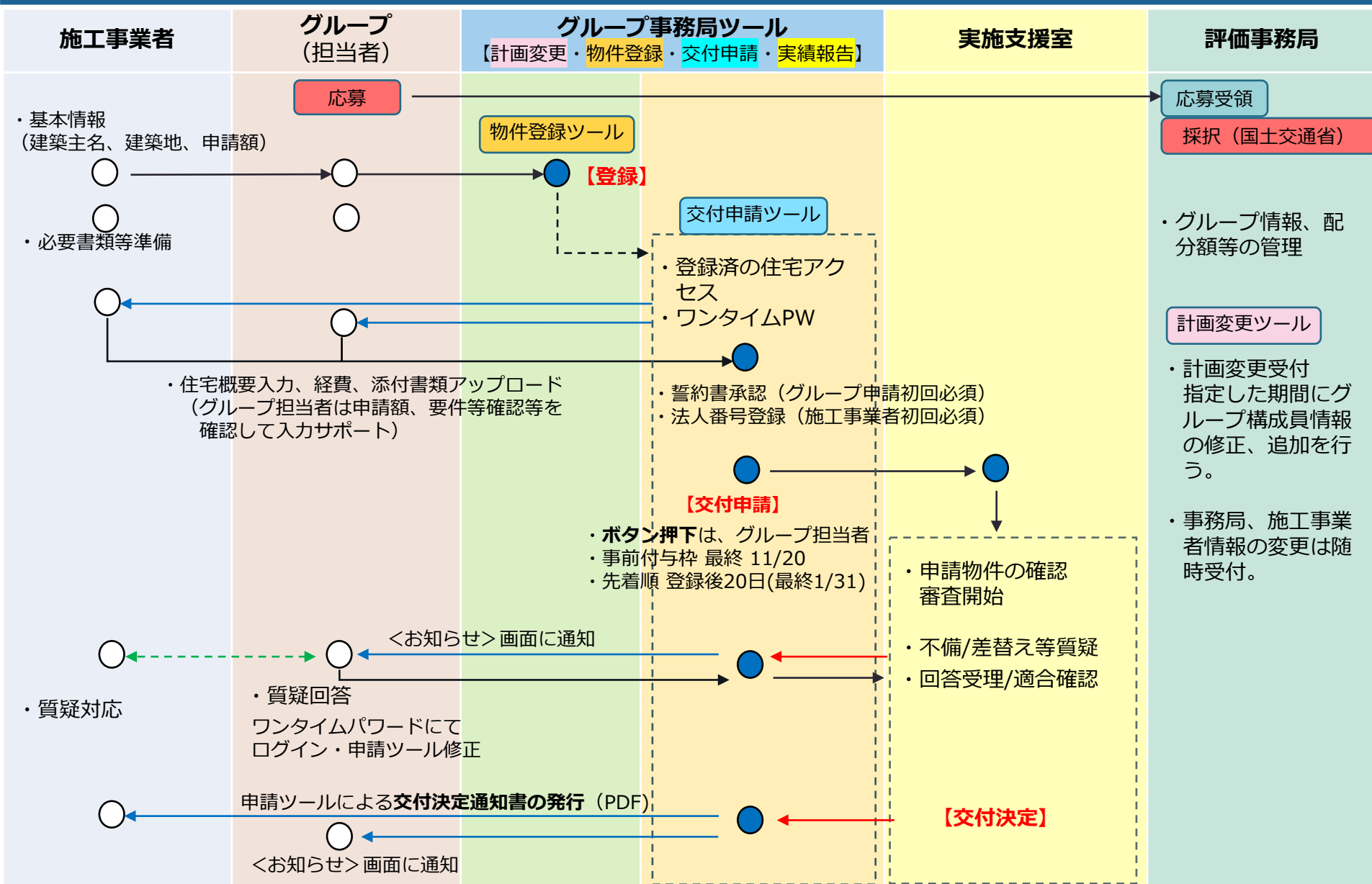
※必要になる書類等が事業内容等により異なります。
詳しくは、マニュアル各章4.2参照

◆ 完了実績報告に必要なアップロード書類等(主なもの)

実績報告ツールからダウンロードするもの	施工事業者が準備するもの	買主が準備するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了実績報告書 ・ 共同事業実施規約（売買） ・ 適合確認（三世代同居加算） ・ 工事内容確認書 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払い記録（領収書及び送金伝票等） ・ 売買契約書 ・ 着工直後の写真 ・ 施工中の写真 ・ 検査済証 ・ 評価書 ・ 工事完了後の写真 ・ 地域材に関する書類 ・ 認定通知書 ・ 建築士免許証 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録証明書（実印使用の場合）
内容確認、入力のうえ、押印したものをデータ化しアップロードします。	準備した書類をデータ化しアップロードします。	買主から受領、データ化しアップロードします。

交付申請等の流れ① 交付申請の登録～決定までの流れ・実施体制

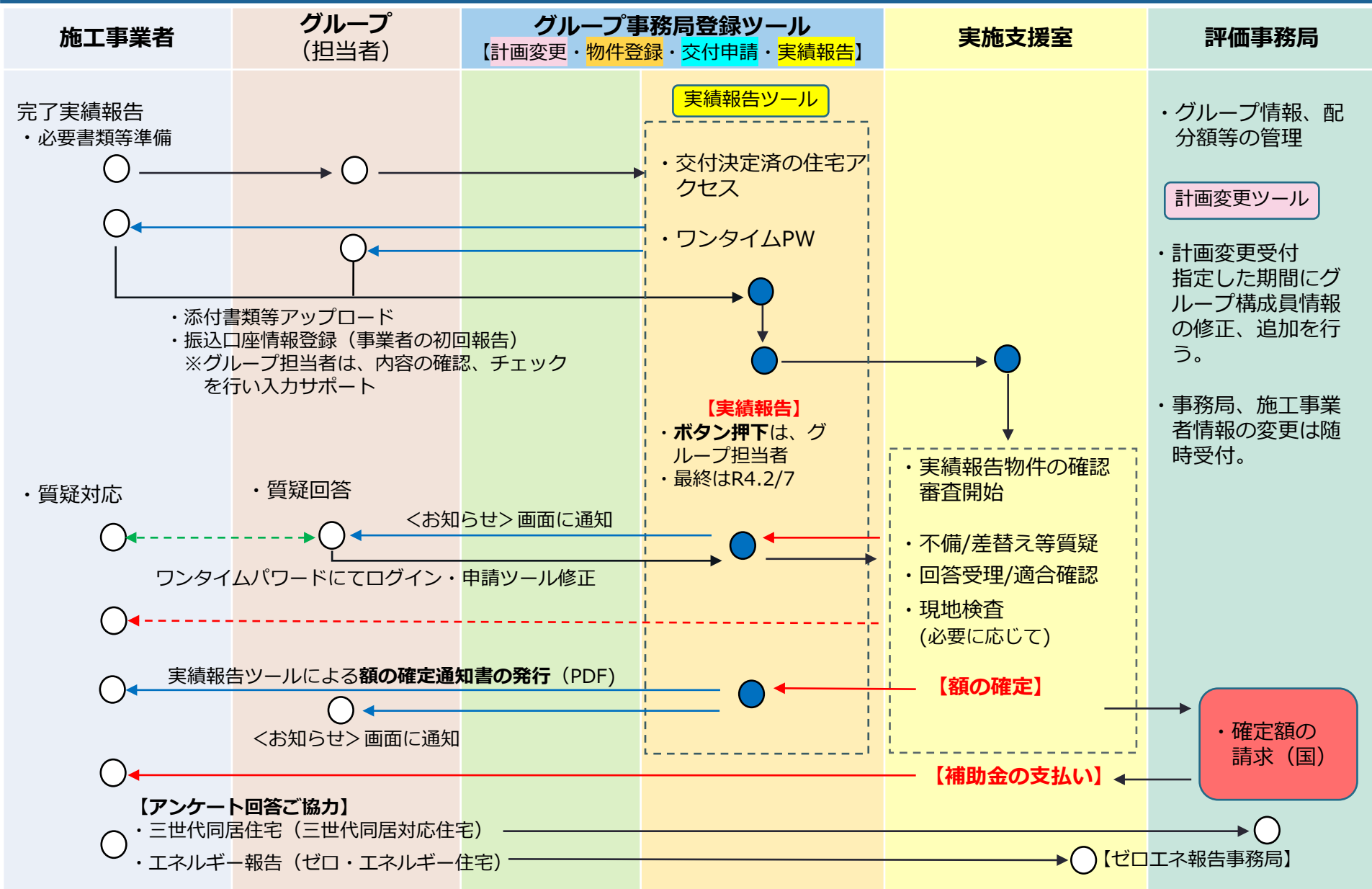
共通事項



※詳しくは、マニュアル第1章4～参照

交付申請等の流れ② 交付申請の登録～決定までの流れ・実施体制

共通事項



※詳しくは、マニュアル第1章4～参照

グループ番号

◆ グループ番号とは

国土交通省からグループ宛に送付される**採択通知の別紙 1**に記載されている**10桁の番号**です。

➤ **交付申請等の手続きではグループ番号の下4桁を使用します。**

例) 09-9999-**1234** → 手続き等では「**1234**」を使用します。

事業者番号

◆ 事業者番号とは

採択されたグループに所属する**個々の施工事業者**に付番した「**数字6桁**」の番号です。
事業者番号は、「グループ事務局登録ツール」で確認できます。

物件番号

◆ 物件番号とは

例) **C01**

C : 長寿命型を表すアルファベット※

※ C:長寿命型 Z:ゼロ・エネルギー型 K:高度省エネ型 S:省エネ改修型 Y:優良建築物型

01 : 施工事業者の申請 1 棟目の物件番号 (以降 2棟目02、3棟目03、…)

事業者毎にカウントします。

法人番号

◆ 法人番号とは

国税庁の「社会保障・税番号制度」より確認できます。施工事業者の初回の申請時に必須となります。※個人事業主の場合は、印鑑登録証明書を申請ツールにアップロードしてください。

◆ 撮影するタイミングは次の通りです。 ※詳しくは、マニュアル第1章4.3、別添1、2参照

撮影時期		長寿命型/ 高度省エネ型	ゼロ・エネルギー住宅型		省エネ改修型	優良建築物型
			新築	改修		
着工前（新築）★	敷地	●	●	—	—	●
改修前（改修）★	外観	—	—	—	●	—
着工直後（新築売買）	敷地	●	●	—	—	—
要件に係わる部分	施工前	—	—	●	●	—
	施工中	—	—	●	●	—
	施工後	—	●	●	●	—
工事完了(全て)	外観	●	●	●	●	●
三世帯同居対応住宅の要件	調理室等	●	●	●	—	—

- ◆ 着工前（新築）の敷地写真に代えて、採択通知日以降に交付された確認済証の写し等の提出でも可能です。
- ◆ 写真には「建築主名または物件名」「撮影日」が記載された看板を写し込んでください。
- ◆ **上表★の撮影時期の写真には、看板に採択通知の番号の上2桁（国住木21）も必ず記載してください。**
 - グループは、施工事業者に採択通知の番号をお知らせしてください。
- ◆ **電子黒板は原則として使用不可とします。**
 - 信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するアプリで撮影され、撮影日が「信憑性チェックツール」により確認できる写真データを提出できる場合に限り使用を認めます。
- ◆ **写真に黒板の画像を貼り付けたり加工したもの、前記アプリを使用していない電子黒板の写真は認めません。**
- ◆ その他、各様式の写真撮影に関する注意事項をよく確認し撮影してください。

◆ **省エネ改修型**の必要な現地写真 ※詳しくは、マニュアル第1章4.3、別添1、2、マニュアル第5章別紙参照

①改修前の現地写真（**外観写真**）

**看板入りの写真撮影を忘れると
着手要件が確認できません。**

- ・採択通知日以降かつ改修工事前に撮影してください。
- ・2面の外壁かつ周囲の建物等がわかる**建物全景**です。
- ・採択通知の番号「**国住木21**」「建築主名または物件名」「撮影日」が記載された看板を写し込んでください。

②省エネ改修型の要件に係わる部分の現地写真

・改修工事内容ごとに指定する**全箇所の改修前、施工中、改修後の写真**を撮影

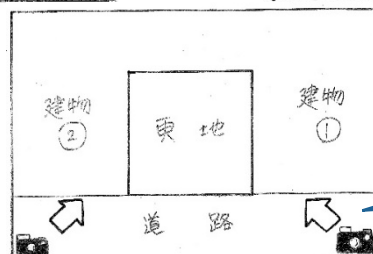
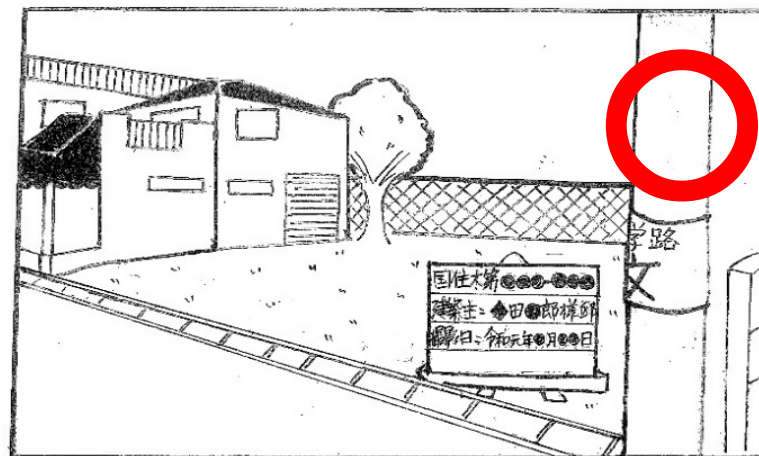
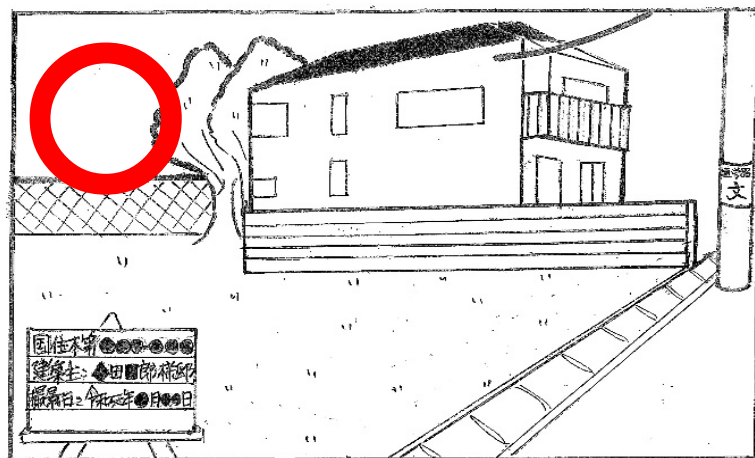
・工事写真の**撮影時期、撮影箇所等は右表のとおり**です。

・撮影した全箇所のうち窓、断熱材(床)、断熱材(外壁)、断熱材(屋根又は天井)、パターン表分類A、B、C、Dの**8区分の工事箇所を対象とし、それぞれから任意に1箇所ずつ選定し、完了実績報告時にアップロード**していただきます。

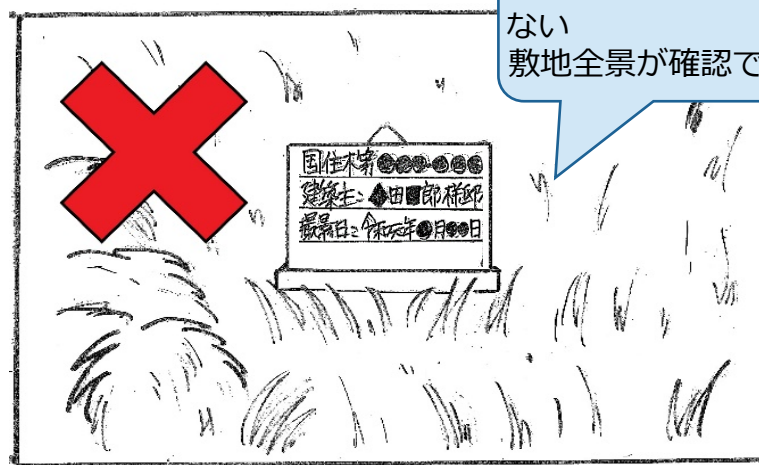
工事内容	改修前	施工中	改修後
サッシ交換	サッシ交換前	—	サッシ交換後
内窓設置	内窓の設置前	—	内窓の設置後
断熱材設置 (壁、天井、床)	壁仕上撤去前	断熱材の設置後（下地材を設置する前）	壁仕上復旧後
エコキュート、ハイブリッド給湯機の設置	ヒートポンプユニット設置前	—	ヒートポンプユニット設置後 ヒートポンプユニットの銘盤
	貯湯タンクユニットの設置前	—	貯湯タンクユニットの設置後 貯湯タンクユニットの銘盤
ソーラーシステムの設置	集熱器の設置前	—	集熱器の設置後
	蓄熱層の設置前	—	蓄熱層の設置後
エコジョーズ、エコフィールの設置	既存給湯器の撤去前	—	高効率給湯器の設置後 高効率給湯器の銘盤
換気設備(全熱交換)	換気扇の撤去前	換気扇本体とダクトが確認できる状況	換気扇の設置後
高断熱浴槽設置	交換前の浴槽	浴槽を撤去した状況 高断熱浴槽の設置している状況(浴槽の断熱材が見えるもの)	交換後の高断熱浴槽（風呂蓋が写り込んだもの）
節湯水栓	既存水栓の撤去前	—	節湯水栓の設置後
LED照明	交換前の照明器具	—	交換後のLED照明器具
高効率暖冷房エアコン	エアコンの設置前	—	エアコンの設置後

③工事完了後の現地写真（**外観写真**）

- ・工事完成後に撮影してください。
- ・改修前の現地写真と同じ位置から同様に撮影した**建物全景**です。



異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影してください。



- ◆ 令和3年度内に工事請負契約を締結したものに限り、
 - **令和3年4月1日から交付申請日までに締結**されたものが対象です。
交付申請の際に工事請負契約書の写しをアップロードしてください。
- ◆ 次の内容を満たす工事請負契約書（一对の工事注文書と注文請書を含む）を交付申請時に提出してください。
 - 発注者（建築主）・請負者の記名・押印、契約日、工事期間（始期及び終期）、契約額（税額が記入されていること）、対象住宅の情報（住宅の所在地等）、支払時期・額が明記され、収入印紙の貼付消印や印紙税納付計器による納付印等があるものに限り、
 - 工事請負契約の締結が紙媒体ではない場合（電子契約）は、共同事業実施規約において申告していただきます。
- ◆ 建設場所の記載については契約前に必ず地名地番を確認していただき、誤記入等が無いようにしてください。
- ◆ 契約書の建築主が連名の場合は、物件登録、交付申請書、共同事業実施規約も同様に連名としてください。
- ◆ 共同事業実施規約に建築主の印は、工事請負契約に押印した印鑑と同じものを使用していただきます。どの印鑑を使用したかわからなくならないよう伝えてください。

電子契約の場合・・・

建築主の押印については印鑑の証明ができる実印とし、印鑑登録証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)も一緒に提出

<重要> 契約額は性能が向上する工事費も含めて、建設に必要な工事費全額で契約してください。補助金額分を予め契約額から差し引くことは不可です。補助金額分の支払いを猶予し、施工事業者が受け取り後に充当することは不可です。→補助金は施工事業者が受領したら、直ちに建築主に全額を現金(振込可)で支払います。

【工事請負契約書】

印紙の貼り付け、割印

工事請負契約書		印紙
発注者	◆田 ■郎 ◆田 ●子	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地は 地番まで記載し特定してください 町名まででは特定されていません ・住居表示を記載している場合は、その旨をお知らせください
請負者	株式会社〇〇工務店 代表取締役 長持 住夫	
工事名	◆田様邸新築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・連名の場合は両者押印
工事場所	東京都新宿区△△町 305番地1、305番地9の一部	
規模	木造2階建 123.45㎡	
工期	着工 令和3年9月25日 竣工 令和4年1月20日	<p>令和3年8月18日</p> <p>発注者 東京都新宿区△△町305-1 ◆田 ■郎 ◆田 ●子</p> <p>請負者 東京都中央区〇〇町二丁目番8号 株式会社〇〇工務店 代表取締役 長持 住夫</p>
請負代金	30,800,000円 うち取引にかかる消費税額 2,800,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・経費を入力する際、請負契約額は消費税を抜いた額 ・請負代金は、補助金額分を引いた額とすることはできません ・提出する場合は、「拡大」「縮小」は不可です。
支払方法	着工時 3,080,000円 上棟時 13,860,000円 完成引渡時 13,860,000円	

《工事請負契約に関する注意事項》

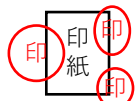
- ◆ 交付申請で提出した契約書は、**大切に保管**してください。
- ◆ **審査時や現地検査時**などに、必要に応じて**交付申請時に提出された契約書の原本を確認**いたします。原本が確認できない場合は、補助金が交付されないことがありますのでご注意ください。
- ◆ 交付申請時に提出した**契約の内容に変更**（工事の追加、削減、仕様変更等による経費の変更等）が生じる場合は、**新規に契約書を作り直すことはせず、契約した内容を変更する変更工事請負契約書等を作成**し、双方で取り交わし（記名押印、印紙貼り付け）てください。
 - 変更工事請負契約では、当初の契約との関連が分かるように作成してください。
（いつ、誰と誰が、どの物件の、契約で、何を変更するのかを明確に）
- ◆ **交付申請後に契約をやり直したり、同じ住宅で提出した契約書と異なる契約が締結されている**場合は、当該交付申請は無効（交付決定済みの場合は取消し）とし補助金はお支払いいたしません。
- ◆ **交付決定されない、補助金が交付されない例**
 - 交付申請後にプランの変更があったため、新規に契約書を作り直した
 - 令和3年3月以前に締結した工事請負契約書の日付を令和3年4月以降の日付に修正した
 - 住宅ローンの関係で、着手の期間外に新規に契約書をやりなおした
 - 住宅ローンの関係で、発注者をAさんから親族のBさんとして契約をやりなおした
 - 契約書にコピーの印紙を貼り付け不正に交付申請し、実際の契約が別に存在していた

**変更工事請負契約書のイメージです。
当事者間で契約内容を決定してください。**

【変更工事請負契約書】

変更工事請負契約書

発注者 ◆田 ■郎 ◆田 ●子
 請負者 株式会社〇〇工務店
 工事名 ◆田様邸新築工事
 工事場所 東京都新築区△△町
 305番地、305番地9の一部



令和3年8月18日付で締結した上記工事の工事請負契約の条件中、下記事項について変更契約を締結する。

- | | | |
|----------------|------------|-----------|
| 記 | | |
| 1. 原請負代金に対する増額 | 2,640,000円 | |
| うち取引にかかる消費税額 | 240,000円 | |
| 2. 完成期日 | 原期日 | 令和4年1月20日 |
| | 変更後の期日 | 令和4年2月20日 |
| 3. 図面及び仕様書 | 別紙のとおり | |

この契約の証として、本書2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

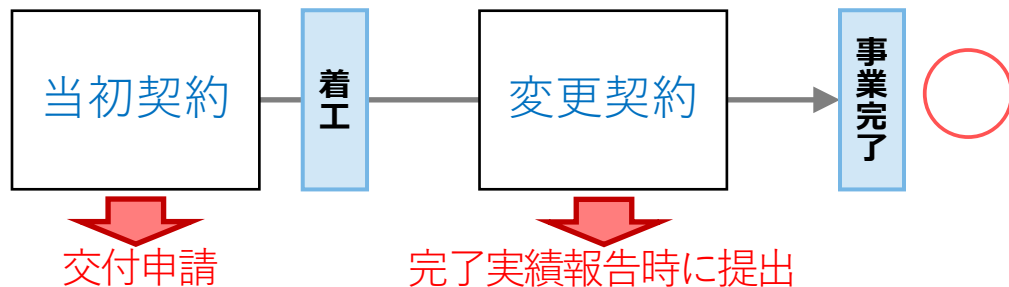
令和3年11月5日

発注者 東京都新宿区△△町305-1
 ◆田 ■郎印 ◆田 ●子印

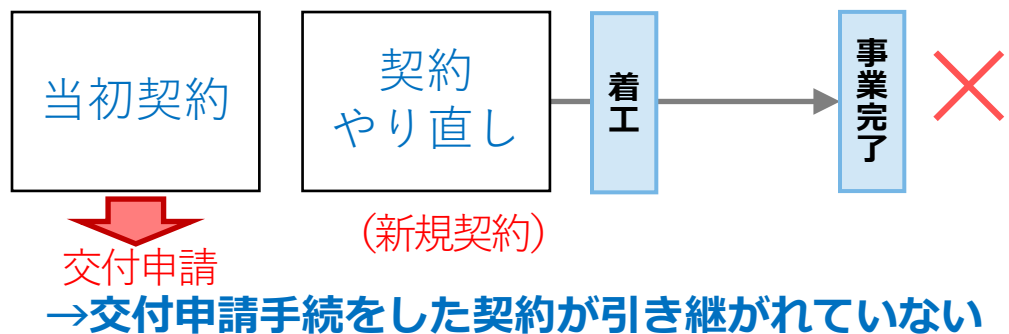
請負者 東京都中央区〇〇町二丁目5番8号
 株式会社〇〇工務店
 代表取締役 長持 佐夫印

《変更があった場合の契約の流れ》

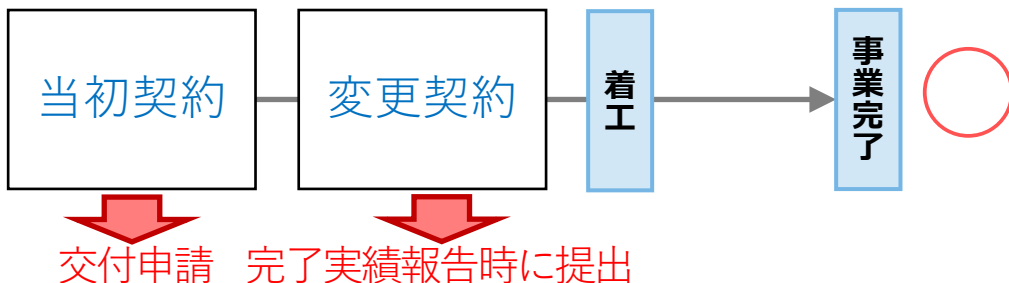
◆着工後に工事内容に変更



◆契約後に計画の詳細が決定



→交付申請手続きをした契約が引き継がれていない



→交付申請手続きをした契約が引き継がれている

- ◆ 令和3年度事業では、**領収書の写し及び送金伝票等の両方の写しの提出が必要**となります。
- ◆ 工事費の支払いは、**現金支払いではなく、金融機関等を利用することが必須**となります。
 - **領収書の写し**とは
領収額、発行者(受注者)、発行先(発注者)、支払日が明記され、収入印紙に貼付け消印があり、施工事業者が建築主（売買契約による住宅は買主）に交付したものの写し
 - ・ 領収書発行者の控えや、発行者独自の出入金管理システムの写しでは不可
 - ・ 領収書が紙媒体ではない場合（ファクシミリや電子メールに添付して発行される領収書）は、その旨が確認できるものとします。
 - **送金伝票等の写し**とは
金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できるものとして、通帳、振込受付書(金融機関の受付印があるもの)、振込明細書、インターネットバンキングの入出金明細照会等の写し
 - ・ 施工事業者が金融機関を通じて建築主（買主）から支払いを受けたことが証明できるもの、または、建築主（買主）が施工事業者に金融機関を通じて支払ったことが証明できるもの
 - ・ 通帳の写しを提出する場合は、支払い・入金記録の該当ページその他、その通帳の口座名義が記載されている部分の写しも提出
 - ・ 支払い記録部分のみを切り出したものは不可とし、ページ全体の写し
 - ・ 本件の支払い記録以外の部分を隠して頂いても結構ですが通帳であることが確認できるものに限りま
- ◆ 完了実績報告では、領収書の額の合計と契約書の契約額の合計が一致することを確認します。
- ◆ 「領収書」と「送金伝票等」の両方が揃わない場合は、**補助金が支払われないことや減額となる場合があります。**

- ◆ 対象住宅・建築物で使用した「地域材」は完了実績報告時に確認します。
 - 共通ルール・・・主要構造材について、適用申請書で定めた使用割合を使用していること（50%未満、50%以上、80%以上）
 - 地域材加算・・・共通ルールに加え、主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用していること
- ◆ **地域加算を受ける場合は、主要構造材（柱・梁桁・土台）の使用割合や使用量が確認できる次の資料を提出していただきます。** **※地域材加算を受けない場合は、以下の書類の提出は不要です。手元の記録の材積等を様式に記載していただきます。**
 - **取り扱い事業者登録書等の写し**
 - ・ 提出の対象となる事業者は・・・**地域材を証明した最終の事業者**（合法木材であれば最終出荷者）
 - ・ **木材を扱った時期や証明した時期に有効であること**とします。木材を扱った時期と証明した時期が異なる場合は、両方の時期に有効であることとします。
 - **地域材の証明書等の写し**
 - ・ **施工事業者宛の証明書**です。証明する住宅の情報も明記し、発行者として押印してください。
 - ・ 証明に必要な事項（証明者、登録番号、日付、制度で必要とする表示事項等）に漏れがないようにしてください。
 - ・ 証明する木材（サイズ、本数、材積、樹種）を明確にしてください。内訳を別紙とする場合は、割り印や別紙との関連を明確にしてください。
 - **木材の納品書の写し**
 - ・ **施工事業者宛の納品書**です。納品する住宅の情報も明記し、発行者として押印してください。
 - ・ 共通ルールが確認できる部位（使用量であれば対象の部位、使用割合であれば対象の部位全数）、地域材加算を対象とする場合は、柱・梁・桁・土台の全数を提出してください。
 - ・ 納品書には、共通ルールを満たしていることが確認できるよう部位ごとに集計してください。
 - ・ 納品する木材（サイズ、本数、材積、樹種）を明確にしてください。内訳を別紙とする場合は、割り印や別紙との関連を明確にしてください。
 - ・ **木拾表**（必要に応じて作成してください）
 - ・ 納品書等において使用部位毎に集計されている場合は、木拾い表の作成は不要です。
 - ・ 木拾表を作成する際は、地域材の証明書等、納品書と木材の内訳（サイズ、本数、材積）を整合させてください。

合法木材事業者認定書

合法木材供給事業者認定書

令和2年4月23日

株式会社〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇木材組合連合会
会長 〇〇 〇〇 〇〇
**組合連合会
長の印**

令和2年4月〇日 付で申請のありました、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 木連第****号

事業者の所在地 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

事業者の名称 株式会社〇〇会社

代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

認定の有効期間 令和2年4月23日から令和5年4月22日

木材を扱った時期が、有効期間前後に近い場合は、更新前と更新後の認定書を添付してください。

(各種書類で扱った時期が明確である場合は、有効期間内の認定書のみで結構です。)

合法木材を証明する最終の事業者の合法木材事業者認定書を添付してください。

合法木材証明書 (例1)

出荷場所の住所、番号が合法木材事業者認定書と整合しているか確認してください。

→住所が異なる場合は、出荷場所が合法木材事業者認定に含まれていることがわかる書類を添付してください。

例)事業者認定申請書及び添付書類の写し

納品日、証明日は、認定の有効期間内であることを確認してください。

合法木材証明書

令和3年10月15日

株式会社〇〇工務店 殿

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事
建設場所 東京都新宿区△△町305番地1
納品日 令和3年10月15日

株式会社〇〇会社
東京都〇〇市〇〇区〇〇町〇〇-〇

TEL 042-***-***
団体認定番号 木連第****号

証明先を明確にしてください。

対象物件を明確にしてください。

認定書の番号と同じか確認してください。

下記の製品は、合法性・持続可能性が証明された木材・木質材を使用した製品であることを証明いたします。
合法木材である旨が明記されているか確認してください。

品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	(地域材 2.3004) ★
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱計 2.6460
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	梁桁計 2.3828 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台計 1.0575 ★
合計							6.0872	

合法木材証明書に、部位ごとに集計(青字)が記載されている場合は、木拾表の作成は不要です。

集計は合法木材証明書の写しに手書きで書き込んでも結構です。

証明書は、最終出荷者が発行したものが必要です。(例2、例3も同様)

地域材として証明された材積を部位ごと入力(小数点以下第3位を切り捨て)

合法木材証明書（例2）：納品書を活用

納品書

令和3年10月15日

株式会社〇〇工務店 殿

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事
建設場所 東京都新宿区△△町305番地1
納品日 令和3年10月15日

株式会社〇〇会社
東京都〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇〇
TEL 042-***-***

品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	(地域材 2.3004) ★
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱計 2.6460
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	梁桁計 2.3828 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台計 1.0575 ★
合計							6.0863	

この製品は、合法性・持続可能性が証明された木材・木質材を使用しています。
団体認定番号 □□木連第***号

地域材として証明された材積、納品された全材積を部位ごと入力(小数点以下第3位を切り捨て)

納品書に必要事項を記載して証明する場合です。

合法木材証明書（例3）：証明する木材が別紙

合法木材証明書

令和3年10月20日

株式会社〇〇工務店 殿

納品日と証明日が異なる場合は、証明する日も認定の有効期間内であることを確認してください。

株式会社〇〇会社
東京都〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇〇
TEL 042-***-***
団体認定番号 □□木連第***号

下記の物件で使用した木材は、合法性・持続可能性が証明された木材・木質材を使用した製品であることを証明いたします。

- 現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事
- 建築場所 東京都新宿区△△町305番地1
- 納品日 令和3年10月15日
- 樹種 杉、桧
- 木材の内訳 別紙納品明細書 (NO.102030) のとおり

以上

証明する木材の内訳を別紙とする場合は、別紙がどの書類であるか明確にしてください。

「別紙のとおり」では、どの書類の木材を証明しているのかわからないことがあります。

合法木材証明書（例3）の別紙

納品明細書を合法木材証明書の別紙とする場合、書類名、番号等が整合していることを確認してください。

納品証明書

№102030

令和3年10月20日

株式会社〇〇工務店 殿

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事
建設場所 東京都新宿区△△町305番地1
納品日 令和元年10月15日

株式会社〇〇会社
東京都〇〇市〇〇区〇〇〇〇
TEL 042-***-***

品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	(地域材 2.3004) ★
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱計 2.6460
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	梁桁計 2.3828 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台計 1.0575 ★
合計							6.0872	

地域材として証明された材積、納品された全材積を部位ごと入力（小数点以下第3位を切り捨て）

納品書（最終出荷者→施工事業者）

出荷する会社の住所、納品先、納品日が合法木材証明書と整合しているか、確認してください。

納品書

令和3年10月15日

株式会社〇〇工務店 殿

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事
建設場所 東京都新宿区△△町305番地1
納品日 令和3年10月15日

株式会社〇〇会社
東京都〇〇市〇〇区〇〇〇〇
TEL 042-***-***

品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	1
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	2
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱計 2.6460 ★ 3 地域材外
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	4
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	5
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	6
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	7
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	8
梁・桁	米松	105	240	4000	0.1008	2	0.2016	9
梁・桁	米松	105	300	4000	0.1260	2	0.2520	10
梁・桁	米松	105	360	4000	0.1512	1	0.1512	11
梁・桁	米松	105	300	5000	0.1575	2	0.3150	12
梁・桁	米松	105	330	5000	0.1732	1	0.1732	13
梁・桁	米松	105	360	5000	0.1890	2	0.3780	梁桁計 3.8538 ★ 14
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	15
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台計 1.0575 ★ 16
母屋	杉	105	105	4000	0.0441	6	0.2646	
母屋	杉	105	105	5000	0.0551	8	0.4408	
棟木	杉	120	120	5000	0.0720	2	0.1440	
小屋束	杉	105	105	2000	0.0220	12	0.2640	
垂木	米松	45	90	4000	0.0162	75	1.2150	
大引	桧	105	105	4000	0.0441	18	0.7938	
間柱	米松	45	105	3000	0.0141	128	1.8048	
合計							12.4852	

納品書に、部位ごとに集計（青字）が記載されている場合は、木拾表の作成は不要です。

集計は納品書の写しに手書きで書き込んでも結構です。

納品された主要構造材の全材積を部位ごと入力（小数点以下第3位を切り捨て）

木拾表

【地域型住宅グリーン化事業】															
木拾表: 主要構造材(柱・梁・桁・土台)用															
申請者社名 株式会社〇〇工務店															
建築主氏名 ◆田●部、◆田●子															
部位	規 格					使用数量					備考				
	樹種	幅 (m)	厚 (m)	長 (m)	単位材積 (m³)	数量 (本)	使用材積 (m³)	内、産地証明等がなされている木材							
								該当○印	認定名称	使用本数 (本)	使用材積 (m³)	納品書番号			
	杉	0.105	0.105	3.000	0.0330	54	1.7820	○	合法木材	54	1.7820	1			
	杉	0.120	0.120	3.000	0.0432	12	0.5184	○	合法木材	12	0.5184	2			
	杉	0.120	0.120	6.000	0.0864	4	0.3456	○	合法木材			3	地域材外		
							2.3004	★							
梁・桁	杉	0.105	0.105	3.000	0.0330	18	0.5940	○	合法木材	18	0.5940	4			
	杉	0.105	0.120	3.000	0.0378	12	0.4536	○	合法木材	12	0.4536	5			
	杉	0.105	0.150	3.000	0.0472	8	0.3776	○	合法木材	8	0.3776	6			
	杉	0.105	0.150	4.000	0.0630	8	0.5040	○	合法木材	8	0.5040	7			
	杉	0.105	0.180	4.000	0.0756	6	0.4536	○	合法木材	6	0.4536	8			
	米松	0.105	0.240	4.000	0.1008	2	0.2016					9			
	米松	0.105	0.300	4.000	0.1260	2	0.2520					10			
	米松	0.105	0.360	4.000	0.1512	1	0.1512					11			
	米松	0.105	0.300	5.000	0.1575	2	0.3150					12			
	米松	0.105	0.330	5.000	0.1732	1	0.1732					13			
	米松	0.105	0.360	5.000	0.1890	2	0.3780					14			
	小計							3.8538	★			2.3828	★		

合法木材として証明されているが、構成員外による供給である場合等、地域材でない場合は、地域材には計上しない。

地域材とした部位ごとにまとめた集計表を作成してください。

納品書等に、部位ごとに集計が記載されている場合は、木拾表の作成は不要です。

地域材として証明された材積、納品された全材積を部位ごとに入力(小数点以下第3位を切り捨て)

小計														
土台	桧	0.105	0.105	3.000	0.0330	12	0.3960	○	合法木材	12	0.3960	15		
	桧	0.105	0.105	4.000	0.0441	15	0.6615	○	合法木材	15	0.6615	16		
小計							1.0575	★			1.0575	★		
合計							7.5573				5.7407			
							(柱・梁・桁・土台の合計値を記入)							

入カイメージ

グループ番号 8888 事業者番号 98765 建築主名① □□ □□ 建築主名② □□ △△

地域材供給体制等実績表

1. 地域材加算の有無 (地域材加算の有無を何れか選択) ↓ 地域材の使用量 ↑ 対象住宅の地域材の割合 ↑

<input type="checkbox"/>	地域材加算なし	主要構造部材		m	%
<input checked="" type="checkbox"/>	地域材加算あり	地域材加算定は以下の通り			

2. 対象住宅における地域材供給体制実績表

認定制度等の名称	A 合法木材認証制度				B				C			
	区分	事業者名	事業者名	事業者名	事業者名	事業者名	事業者名	事業者名	事業者名	事業者名	事業者名	事業者名
原木供給	2	〇〇県森林組合										
	3	□□林業株式会社										
	<input type="checkbox"/> 構成員外の海外事業者・国有林等			<input type="checkbox"/> 構成員外の海外事業者・国有林等			<input type="checkbox"/> 構成員外の海外事業者・国有林等					
製材 集成材製造 合板製造	6	株式会社△△製材										
	<input type="checkbox"/> 構成員外の海外事業者			<input type="checkbox"/> 構成員外の海外事業者			<input type="checkbox"/> 構成員外の海外事業者					
建材(木材) 流通	2 20	〇〇建材株式会社										
	<input type="checkbox"/> 構成員外の中間流通事業者			<input type="checkbox"/> 構成員外の中間流通事業者			<input type="checkbox"/> 構成員外の中間流通事業者					
プレカット	10	□□プレカット株式会社										
	<input type="checkbox"/> 構成員外の買加工・買挽き事業者			<input type="checkbox"/> 構成員外の買加工・買挽き事業者			<input type="checkbox"/> 構成員外の買加工・買挽き事業者					

施工事業者(補助事業者) □ 自社加工・補助事業者による木材加工(自社工場や手刻み等)のため供給事業者にプレカットを含まない

3. 対象住宅における地域材使用量実績表

使用部位	部位ごとの使用量 (A)	左記のうち地域材の使用量 (B)
	単位	単位
柱	2.64 m³	2.30 m³
梁・桁	3.85 m³	2.38 m³
土台	1.05 m³	1.05 m³
合計	7.54 m³	5.73 m³
地域材の割合(B/A)		75%

部位ごとの集計結果の小数点以下第3位切捨てた材積を転記してください。

割合が50%以上かつ共通ルールを満たしていることを確認してください

*丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え
*2×4工法については、柱を「縦枠、上下枠」、梁を「床根太、端根太」、桁を「頭つなぎ」で読み替え

グループに関する変更

- ◆ 本事業では、グループ募集に提出された適用申請書を基に、グループに関する情報や、グループ構成員の情報を登録しており、実施支援室では登録された情報を基に補助金交付事務手続きを行っています。登録情報の変更がある場合や、構成員を追加して交付申請等を行う場合は、**交付申請等の手続きを行う前にあらかじめ評価事務局より承認を得る必要があります。**
変更の手続きの詳細は、今後、評価事務局にて公表されますので、評価事務局のホームページを参照してください。 URL <http://chiiki-grn.jp/>
- **グループ代表者、グループ事務局の変更について**
本事業に関する連絡や、交付申請、実績報告の連絡等で、登録されたグループに関する情報を利用しますので、**変更があった際は速やかに計画変更の手続き**を行ってください。
- **グループ構成員（施工事業者）の登録情報の変更について**
交付決定通知や額の確定通知の送付で利用しますので、**変更があった際は速やかに計画変更の手続き**を行ってください。
- **グループ構成員の新規追加（全て）、登録情報の変更（施工事業者以外）について**
グループ構成員の新規追加や、事業者名・代表者名・所在地・電話番号の変更がある場合は、**所定の時期に計画変更の手続き**を行ってください。
- ◆ 令和2年度事業と令和3年度事業とでは、グループや構成員の登録情報は共有していません。必要な変更手続きはそれぞれで行ってください。

グループに関する変更手続きについての問合せ先は
地域型住宅グリーン化事業評価事務局
※当面の間メール対応となります。

◆ 事業の種類に応じて提出先・問い合わせ先が異なります。

事業の種類等	問い合わせ先・審査対応窓口	電話対応時間
<p>長寿命型</p>	<p>長寿命型等実施支援室で指定する審査対応窓口 審査対応窓口は、長寿命型等実施支援室のホームページにて確認してください。</p> <p>準備の都合上、長寿命型の審査対応窓口への問い合わせは交付申請受付開始日以降にお願いします。</p> <p>問い合わせは、長寿命型等実施支援室でもお受けします。 TEL 03-5229-7561</p>	<p>各窓口により異なります。 詳しくは審査対応窓口にお問い合わせください。</p>
<p>省エネ改修型</p> <p>優良建築物型</p>	<p>地域型住宅グリーン化事業 長寿命型等実施支援室 TEL 03-5229-7561 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1丁目15番地 神楽坂1丁目ビル6階</p>	<p>月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 11:00～12:00 13:00～16:00</p>
<p>ゼロエネ住宅型</p> <p>高度省エネ型</p>	<p>地域型住宅グリーン化事業 高度省エネ型等実施支援室 ※お問い合わせは原則メールでお願いいたします。 E-Mail zero@kkj.or.jp (随時) TEL 03-5579-8250 (電話対応時間参照)</p>	<p>月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 10:30～12:00 13:00～16:30</p>
<p>グループ 計画変更 申請ツール関係</p>	<p>地域型住宅グリーン化事業評価事務局 ※当面の間メール対応となります。 E-Mail hyouka@chiiki-grn.jp</p>	